

○内閣府令第 号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第一条の二第三項及び第四項の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後

第一条の二の八 「略」

〔②〕 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。）第一条の二第三項に規定する内閣府令で定める機関は、児童相談所、里親支援センター及び法第十一条第四項の規定により同条第一項第二号トに掲げる業務に係る事務の委託を受けた者とする。

〔③〕 令第一条の二第四項第一号に規定する内閣府令で定める教育施設は、次に掲げる施設とする。

一 学校教育法第六十三条に規定する中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）

二 学校教育法第七十二条に規定する特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）

三 学校教育法第八十条第二項に規定する短期大学

四 学校教育法第一百五十一条に規定する高等専門学校

五 学校教育法第二十四条に規定する専修学校

六 前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設

〔④〕 令第一条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定める者は、試みの使用期間の満了後間がない者その他就職後間がない者とする。

〔⑤〕 令第一条の二第四項第三号に規定する内閣府令で定める就学又は就労に向けた活動は、次に掲げる活動とする。

- 一 社会的養護自立支援拠点事業の利用
- 二 公共職業安定所における就職に関する相談

改正前

第一条の二の八 「同上」

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

三 求人者との面接
四 前三号に掲げる活動に準ずる活動

第三条 令[第二条第一項の規定により、児童相談所の設置に関して報告すべき事項は、次のとおりとする。

「一〇六 略」

〔② 略〕

附 則

第五十五条 第六条の二の三第一項第一号及び第六条の九第二号にいう学校教育法による高等学校は、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含むものとする。

第三条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。）第二条第一項の規定により、児童相談所の設置に関して報告すべき事項は、次のとおりとする。

「一〇六 同上」

〔② 同上〕

附 則

第五十五条 第六条の二の二第一項第一号及び第六条の九第二号にいう学校教育法による高等学校は、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含むものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。